

○駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給細則（昭和三十七年防衛施設庁告示第四号）新旧対照表

（傍線部分は今回改正部分）

新	旧
（勤務を要しない日） 第一条 <u>駐留軍関係離職者等臨時措置法</u>に基づく特別給付金の支給に関する省令（昭和三十三年総理府令第三十六号）第一条第二号に規定する防衛施設庁長官が定める日は、日曜日及び同条第一号に規定する日以外の日で、当該勤務場所において通常勤務を要しないものとされる日とする。	（勤務を要しない日） 第一条 <u>駐留軍関係離職者等臨時措置法</u>に基づく特別給付金の支給に関する内閣府令（昭和三十三年総理府令第三十六号）第一条第二号に規定する防衛施設庁長官が定める日は、日曜日及び同条第一号に規定する日以外の日で、当該勤務場所において通常勤務を要しないものとされる日とする。